

別表（第10条関係）

奨励金の種類	申請期間	添付書類
施設奨励金	各年度における固定資産税の最終納期限後、最初の4月1日から3月以内の期間	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各年度における固定資産税の納税証明書</li> <li>2 町税に滞納がないことを証明する書類</li> <li>3 その他町長が必要と認める書類</li> </ol>
雇用促進奨励金	事業開始の日から起算して1年を経過した後、最初の4月1日から3月以内の期間	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新規雇用した者の住民票の写し</li> <li>2 新規雇用した者の雇用保険被保険者証の写し</li> <li>3 町税に滞納がないことを証明する書類</li> <li>4 その他町長が必要と認める書類</li> </ol>
法人町民税奨励金	事業開始の日に属する年度の翌年度に係る法人町民税の最終納期限後、最初の4月1日から3月以内の期間	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業開始の日に属する年度の翌年度における法人町民税の納税証明書</li> <li>2 町税に滞納がないことを証明する書類</li> <li>3 その他町長が必要と認める書類</li> </ol>
水道加入金相当額奨励金	優遇措置指定申請後、最初の4月1日から3月以内の期間	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水道加入金領収証書の写し</li> <li>2 町税に滞納がないことを証明する書類</li> <li>3 その他町長が必要と認める書類</li> </ol>
埋蔵文化財調査奨励金	優遇措置指定申請後、最初の4月1日から3月以内の期間	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 埋蔵文化財発掘調査委託契約書の写し並びに委託料の支払いに係る領収書の写し</li> <li>2 文化財保護法で定める届出並びに通知書の写し</li> <li>3 調査に要する重機材等の借用に要した経費の支払いに係る領収書の写し</li> <li>4 町税に滞納がないことを証明する書類</li> <li>5 その他町長が必要と認める書類</li> </ol>